

参加資格に関する質問回答

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
1	募集要項 本文	10		3	(2)	2)					個別の参加資格要件	「開館準備業務」については規定がありませんが、1)共通の参加資格要件を満たせていれば、その他個別の参加資格要件を満たす必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項 本文	10		3	(1)	2)					応募者の定義	竣工時点で代表企業を他の構成員に変更することは可能でしょうか。	竣工時など事業期間中に代表企業を変更することは、提案当初の構成員に限り可能です。
3	募集要項 本文	10		3	(1)	2)					応募者の定義 (代表企業)	代表企業は、事業のフェーズに応じて変更(応募者グループを構成する企業の中で変更)することは可能でしょうか。(例えば、建設期間と維持運営管理で代表企業を変更するなど)	No.2の回答をご参照ください。
4	募集要項 本文	10		3	(1)	2)					応募者の定義 (代表企業)	参加表明書提出後に、代表企業を変更(応募者グループを構成する企業の中で変更)することは認められるでしょうか。	参加資格確認基準日以降の代表企業の変更については、原則は不可とします。ただし、代表企業を変更することの合理的な理由があると認められる場合には、令和7年1月末までの期間に限り、変更を可能とします(応募者のグループとして参加資格要件を満たしていることは必要となります)。事業期間中の代表企業の変更はNo.2の回答をご参照ください。
5	募集要項 本文	10		3	(1)	2)					応募者の定義 (代表企業)	代表企業は「構成員の中から応募者を代表する企業」と記載がありますが、事業者選定後の代表企業の具体的役割をご教示ください。「統括管理業務を行う者」との役割の違いについてもご教示ください。	事業者選定後の代表企業の具体的役割については、基本協定書(案)第10条の2第1項に記載の通り、代表企業には、構成員及び協力企業を統括し、当該企業に要求水準及び提案書に従い各企業が受託した業務(民間収益事業を含む)を履行させる役割を求めています。しかし、事業全体における構成員・協力企業のガバナンス体制等に関して、事業者の創意工夫を発揮いただく観点から、基本協定書(案)第10条の2第1項の規定を緩和する方向で見直すこととします。当該修正を反映した基本協定書(案)は、要求水準等に関する質問回答とあわせて公表します。なお、統括管理業務を行う者は、要求水準書に記載する統括管理業務の履行を行う企業を指しますが、代表企業と統括管理業務を行う者との役割については、各応募者のグループの中で事業の実施体制とともに、適切な役割を設定・提案してください。
6	募集要項 本文	11		3	(1)	3)					複数業務の実施	「建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。」とありますが、既存施設の解体工事及び民間収益事業についてはこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	既存施設の解体工事及び民間収益事業についても記載の通りとお考え下さい。
7	募集要項 本文	11		3.	(1)	3)					複数業務の実施	設計、建設、工事監理業務に関して、建築と造園を別の企業が担当する場合、業務の発注形態(共同企業体(JV)、分離発注等)は問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建築と造園の参加資格要件に該当する企業が、それぞれの業務を担当するようにしてください。
8	募集要項 本文	12		3	(1)	4)					複数応募の禁止	事業者として選定されなかった応募者の構成員又は協力企業が、事業者との事業契約を締結後に、事業者に対して出資することも可能でしょうか。	事業者として選定されなかった応募者の構成員又は協力企業の事業者への出資は可能です。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
9	募集要項 本文	12		3	2	1)		サ			共通の参加資格要件	共通の参加資格要件として「地域産業の振興に配慮した提案」を行うことありますが、提案書式のうちの様式に提案すればよろしいでしょうか。また、これらの提案はこの評価項目にて評価される予定でしょうか。付属資料13-2優先交渉権者決定基準別表の「1. 事業全体に関する事項」における「取組方針/実施体制」や「事業」全体のマネジメントに関する事項において審査されると考えてよろしいでしょうか。	参加資格確認において、確認の対象ではございません。事業提案書において記載いただくものとして、「付属資料14-2提出書類の記載要領及び様式一覧」の「事業提案書」の「1. 事業全体に関する事項」「取組方針/実施体制」の特記事項を修正いたします。
10	募集要項 本文	13				2)		ア			個別の参加資格要件	「東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当の業種に関して目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している者」とありますが、同時に申込ができない業種が定められているものと認識しています。本事業において、これら複数の業種を1者が担う場合の対応についてご教示ください。	「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」において同時申込ができない複数の業種を同一の者が担う場合、いずれか1つの業種について「目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している」ことを求めることとします。これ以外の業種については、参加資格確認の段階では「参加資格確認基準日までに有する見込みがある」ことで足りることとしますので、区が「参加資格を有する見込みである」旨の判断に必要な書類を提出してください。また、業務の実施にあたっては、参加資格確認基準日において確認した「参加資格を有する見込みである」状態が喪失していないことを区で確認するため、「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」への登録内容の変更(切り替え)は求めません。
11	募集要項 本文	13		3	(2)	2)					必要書類の提出時期	「参加資格確認基準日までに資格を有していない事業者については、必要書類を区へ提出」とありますが、必要書類はいつまで提出すれば、よろしいでしょうか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当の業種に関して目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有する見込みのある者を判断するための必要書類については、参加資格確認基準日(本事業への参加資格確認書類の提出日)に資格審査に必要なその他の書類と合わせて提出してください。
12	募集要項 本文	13		3	(2)	2)					必要書類の提出	参加資格確認基準日までに資格を有していない事業者について、「参加表明書及び参加資格確認書類の受付」の前に区に必要な書類を提出している場合、参加表明書及び参加資格確認書類を提出する際に、必要書類の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	募集要項 本文	13		3	2	2)					個別の参加資格要件	構成員・協力企業から各業務を専門企業に委託する場合、その専門企業名は提案書に記載したり、専門企業からの関心表明書は提案書に添付できますでしょうか。また、上記の場合、専門企業名やその専門企業の実績などは評価対象になりますでしょうか。	提案書へ記載をする場合には、「付属資料14-1 提出書類の作成要領」を参照し、企業名が分からないように記載してください。関心表明書を提出する場合には、事業提案書と別のファイル等で様式 7-3 提案提出書等書類と合わせて提出してください。事務局のみで確認する扱いとし、審査委員会資料とはならないことにご留意ください。関心表明書の提出方法を変更するため、「付属資料14-2 別紙1 提出書類の記載要領及び様式一覧」についても修正いたします。
14	募集要項 本文	14		3	(2)	2)					個別の参加資格要件	開館準備業務については「目黒区競争入札参加資格」以外の資格要件は特に無いという理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
15	募集要項 本文	13		3.	(2)	2)		ア			個別の参加資格要件	「東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当の業種に関して目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している者」とありますが、東京都内に複数の支店及び営業所等がある場合は委任先(代理人)に関係なく会社としての登録があれば良いと考えて、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
16	募集要項 本文	13		3	2	2		ア			参加資格要件について	「イ 参加資格確認基準日から優先交渉権者の決定日までの間、目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日施行)第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。」とありますが、本頁には「参加資格確認基準日までに資格を有していない事業者については、必要書類を区へ提出することとし、内容確認をもって参加資格を有する見込みである旨の判断を行う。」とあります。こちらの見解の意味をお聞かせください。	原則として、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当の業種に関して目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していることを要件としていますが、参加資格確認基準日時点で当該資格を有しない場合は、必要書類の提出をもって参加資格を満たす判断を行うという意味です。参加資格確認基準日時点で指名停止措置を受けている者については、参加資格を有しないものと判断します。
17	募集要項 本文	13				2)		ア			個別の参加要件	駐車場運営を行う構成員・協力企業について、物品買入れ等競争入札参加者の資格の営業種目はどちらになりますでしょうか。営業種目番号105警備・受付が該当となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	募集要項 本文	13				2)		ア			個別の参加要件	公共施設と民間施設の共有敷地等の管理組合運営を行う構成員・協力企業について、入札参加資格が必要でしょうか。必要となる場合、物品買入れ等競争入札参加者の資格の営業種目はどちらになりますでしょうか。営業種目190その他業務委託等が該当となりますでしょうか。	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる該当の業種に関して目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有していることが要件となるのは、統括管理業務を行う者及び民間収益事業を行う者を除く、募集要項3.(1)に記載の各業務を構成員または協力企業として担う者となります。官民合築建物の提案に伴い、区分所有者による管理組合を組成し、当該管理組合運営のみを担う者は、これには合致しません。
19	募集要項 本文	13				2)		ア			個別の参加要件	参加資格確認基準日迄に資格を有していない事業者については必要書類を区に提出とありますが、必要書類についてご教授いただけますでしょうか。またこの運営に係る場合は事業開始までに参加資格を有すれば良いということでしょうか。	前段については、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き(四十五版)」第2 新規申請と継続申請の手続きの流れ」9. 必要書類の郵送」に記載された書類を指します。詳細は以下のページを参照してください。 <a href="https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu.ppij/cmn/tmg/cmn/files/380_manual_k_tebiki.pdf">https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu.ppij/cmn/tmg/cmn/files/380_manual_k_tebiki.pdf</a> 後段については、ご理解のとおりです。
20	募集要項 本文	13		3	(2)	2)	①	イ			個別の参加資格要件	「複合施設」の定義について、実施方針修正版(R6.6.17公表)にて「公民複合施設」と修正されましたが、募集要項では「複合施設」という表記に戻っております。また、相違があった場合は募集要項等が優先されるとありますので、公共施設を含まない複合施設も対象となると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等公表に合わせて条件を緩和し、複数の用途を含む「複合施設」として、公共施設・民間施設の別は問わないこととしています。
21	募集要項 本文	13		3	(2)	2)	①	イ			応募者の備えるべき参加資格要件	要件である「複合施設」について、過去の質疑回答には「公共施設を含む複合用途が複合した公民複合施設を指します。実施方針を修正します。」とありますが、左記募集要項上には「公民」の記載がありません。公民関係なく複合施設であればよい、という理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答をご参照ください。
22	募集要項 本文	13		3.	(2)	2)	①	イ			設計業務を行う者(建築)	ここでいう「複合施設」とは、建築基準法施行規則(別記様式)に定める建築物の主要用途区分一覧にある用途を複数満たす施設という認識でよろしいでしょうか。	建築基準法施行規則(別記様式)に定める建築物の主要用途区分一覧にある用途に限定されず、複数の用途を含む施設とご理解ください。
23	募集要項 本文	13		3.	(2)	2)	①	ウ			設計業務を行う者(建築)	屋内運動施設と屋内プールが別棟の建物でも、実績として満たされますでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	募集要項 本文	13		3.	(2)	2)	②			1	設計業務を行う者(造園)	「設計業務を行う者(造園)」「工事監理業務を行う者(造園)」の参加資格要件は、区民センター公園の設計・工事監理業務を行う者へのみ要求されるものと捉え、下目黒小学校等複合施設の外構・植栽工事や小学校北側道路の修景整備の設計・工事監理業務を行う者には要求されないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
25	募集要項 本文	13		3.	(2)	2)	②	イ			設計業務を行う者(造園)	ここでいう「都市公園」とは、都市公園法第2条に定義されている施設のことを指すという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	募集要項 本文	13		3	(2)	2)	③				民間施設の設計・工事監理・建設業務を行う者	公共施設と民間施設を分棟で計画する場合に、万が一、経済・物価情勢の変動や施設計画変更・工法変更等により、民間施設について応募時に予定していた施工会社による工事受注が困難となり民間施設の着工が困難となる場合、事業を確実に完了させることを目的に、施工会社を応募時の施工会社から変更することについて承諾を頂けないでしょうか。	公共施設と民間施設を分棟で提案する場合、民間施設のみ の施工であれば、区と協議の上、公共施設の整備に影響が 出ない範囲において変更することは認めます。ただし、事業 提案書に記載した提案内容は遵守していただく必要がござ います。
27	募集要項 本文	13		3	(2)	2)	⑤				個別の参加資格要件	工事監理業務を行う者(建築)の実績要件として、設計業務を行う者(建築)と同様の実績 が求められておりますが、条件を満たしていれば、必ずしも設計業務の実績に挙げた施設と 同一のものでなくても良いと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	③				建設業務を行う者(建築)	共同企業体(JV)の構成企業としての実績は、3社以上で組成されたJVでも出資比率が 100分の20以上であれば充足されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	募集要項 本文	14		3	2	2)	③	イ			建設業務を行うもの(建築)	延床面積10,000㎡以上の複合施設について、用途の限定はございますでしょうか。	No.22の回答をご参照ください。
30	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	③	イ			建設業務を行う者(建築)	ここでいう「複合施設」とは、建築基準法施行規則(別記様式)に定める建築物の主要用途 区分一覧にある用途を複数満たす施設という認識でよろしいでしょうか。	No.22の回答をご参照ください。
31	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	③	ウ			建設業務を行う者(建築)	屋内運動施設と屋内プールが別棟の建物でも、実績として満たされますでしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
32	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	③	ウ			建設業務を行う者(建築)	延床面積1,500㎡の屋内運動施設には、体育館、武道館、及び倉庫、更衣室、手洗い所等 の面積を含めてよろしいでしょうか。また、屋内プールの施工は建物の屋上に施工したプー ルでもよろしいでしょうか。	面積についてはご理解の通りです。屋内プールについて、 建物の屋上に設置されたプールの水面が延床面積に算入 される計画である場合、実績として満たされます。
33	募集要項 本文	14		3	2	2)	③	エ			建設業務を行うもの(建築)	取蔵庫を備える美術館又は博物館の施工実績とありますが、面積要件がございません。ど れだけ小さくても問題無いと考えて宜しいでしょうか。	設計段階での用途として、設計契約あるいは申請等資料に て美術館又は博物館であることが確認できることとし、面積 要件は問いません。
34	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	③	オ			建設業務を行う者(建築)	参加資格確認書類の施工実績の確認にはどのような資料(書類)が必要でしょうか。 登録内容確認書(工事実績)で宜しいでしょうか。*コリンズ	請負契約書及び工事内容の確認ができる内訳書等(内訳 書等については、工事の概要が分かる部分の抜粋で可)に 加え、建築基準法に規定される検査済証または、施工証明 書(ただし、発注者から発行されたものに限る)を提出して ください。 <b>なお、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC) より提供される「CORINS:コリンズ」のデータも実績確認 書類として認められます。</b>
35	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	④				建設業務を行う者(造園)	参加資格確認書類の施工実績の確認にはどのような資料(書類)が必要でしょうか。 契約書(コピー)、及び施工公園の面積が分かる資料(ホームページ)で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、改修工事等を実績として提出する場合には、事業者 の施工範囲が分かるような書類も合わせて提出してくださ い。
36	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	④			2	建設業務を行う者(造園)	「建設業務を行う者(造園)」の参加資格要件は、区民センター公園の建設業務を行う者に のみ要求されるものと捉え、下目黒小学校等複合施設の外構・植栽工事や小学校北側道路 の修景整備の建設業務を行う者には要求されないとの認識でよろしいでしょうか。	No.24の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
37	募集要項 本文	14		3	2	2)	④	ア			建設業務を行うもの(造園)	1ha以上の都市公園の施工実績との記載がございますが、完了期日要件がございます。どれだけ過去のものでも問題無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	募集要項 本文	14		3	2	2)	④	ア			建設業務を行うもの(造園)	1ha以上の都市公園の施工実績との記載がございますが、施工(又は改修)面積は累計工事面積で宜しいでしょうか。または1件の施工(又は改修)面積でしょうか。	1件の施工(又は改修)面積です。
39	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	④	ア			設計業務を行う者(造園)	ここでいう「都市公園」とは、都市公園法第2条に定義されている施設のことを指すという認識でよろしいでしょうか。	No.25の回答をご参照ください。
40	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	④	ア			設計業務を行う者(造園)	共同企業体(JV)の構成企業としての実績は、3社以上で組成されたJVでも出資比率が100分の20以上であれば充足されるという認識でよろしいでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
41	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	⑤				工事管理業務を行う者(建築)	工事監理業務を行う者(建築)が複数いる場合は、設計業務を行う者(建築)と同様に、アの要件はすべての者で該当し、イ～オの要件は1人以上が該当すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし各工事監理業務を行う者の担当する施設が分かるように記載することとし、担当する施設で求められる実績(イ～オ)を必ず満たしてください。
42	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	⑦				維持管理業務を行う者	複数の者で業務を行う場合、ウ・エの要件を満たす者が1人以上いれば各施設の維持管理業務を明確に切り分ける必要はないという理解で宜しいでしょうか。施設融合を図る計画とする場合において、各施設を明確に切り分けることができないことが想定されるため、それぞれの施設を上記要件を満たす事業者ごとに切り分けて管理することが難しいと想定されます。	ご理解のとおりです。ただし、複数の者で維持管理業務を行う場合に、美術館の維持管理業務を行う者はウの要件を、プール及び体育館の維持管理業務を行う者はエの要件をそれぞれ満たすようにしてください。
43	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	⑦	ア			維持管理業務を行う者	こちらに記載のある「必要な資格(許可・登録・認定等)」とは、「目黒区の物品買い入れ等競争入札参加資格」とは別でしょうか。別となる場合、想定されている「必要な資格(許可・登録・認定等)」の具体例をご教示ください。	前段については、目黒区の競争入札参加資格及び物品買い入れ等競争入札参加資格とは別となります。後段については、「アの要件はすべての者で該当し」の規定は、維持管理業務を行う者として応募者のグループに位置づけ、構成員又は協力企業となる者が、それぞれが担当する維持管理業務に必要な資格(許可・登録・認定等)を有することを求めるものです。各構成員又は協力企業は、要求水準及び想定する提案内容等をもとに、それぞれが担当する業務に必要な資格を有することを示す書類を提出してください。なお、区では、構成員又は協力企業からの再委託で実施する業務については、参加資格確認時点で必要な資格の有無は確認いたしません(再委託にあたり、資格を有する企業を選定することが必須条件となります)。また、業務を行う個人に求められる資格については、要求水準書に基づき、必要な資格者を必要な時期までに配置してください。
44	募集要項 本文	14		3	(2)		⑦	ア			維持管理業務を行う者	目黒区の入札参加資格を除いて、「維持管理業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)」とは何かお示しください。	No.43の回答についてご参照ください。
45	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	⑦	ア			維持管理業務を行う者	「維持管理業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)」について、「目黒区の入札参加資格」以外での必要資格が何かをお示しいただけますでしょうか	No.43の回答についてご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
46	募集要項 本文	14		3	2	2	7	ア				「ア」維持管理業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)について、維持管理業務については、事業者としての資格は特に規定されておりませんので、空欄でよろしいでしょうか？目黒区の競争入札参加資格等の資格が必要であればご教示ください。」	No.43の回答についてご参照ください。
47	募集要項 本文	14				2)	⑦	イ			個別の参加資格要件 ⑦維持管理業務を行う者	延べ面積10,000㎡以上の公共施設について、1年以上の維持管理業務の実績を有していること、とありますが「公共施設」の定義をご教示ください。	国や地方公共団体、その他公共法人等が設置する施設を指します。
48	募集要項 本文	14		3	(2)		⑦	イ			維持管理業務を行う者	「延床面積10,000㎡以上の公共施設」とは、純然たる公共施設という認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。
49	募集要項 本文	14		3.	(2)	2)	⑦	エ			維持管理業務を行う者	屋内運動施設と屋内プールが別棟の建物でも、実績として満たされますでしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
50	募集要項 本文	14		3	2	2	7				維持管理業務を行う者の必要資格	他PFI案件と同様に法令上必ずしも事業者の構成員又は協力企業にて保有する必要のない資格については、必要な資格を保有する企業に再委託を行えば、要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 合わせて、No.43の回答についてご参照ください。
51	募集要項 本文	15		3	(2)	2)	⑧	ア			運営業務を行う者	「運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)を有すること」と記載あるが、こちらは競争入札資格のことを指しているか。 それとも要求水準書に記載の以下を指しているか。 ・(財)日本スポーツ施設協会の水泳指導管理士 ・日本赤十字社水上安全救助員 ・国、(財)日本スポーツ協会等が認定した講習会修了者又は資格保有者 ・社会教育主事 ・教育職員(保健体育)の普通免状を有する者	前段については、目黒区の競争入札参加資格及び物品買入れ等競争入札参加資格とは別となります。 後段については、「アの要件はすべての者で該当し」の規定は、運営業務を行う者として応募者のグループに位置づけ、構成員又は協力企業となる者が、それぞれが担当する運営業務に必要な資格(許可・登録・認定等)を有することを求めるものです。 各構成員又は協力企業は、要求水準及び想定する提案内容等をもとに、それぞれが担当する業務に必要な資格を有することを示す書類を提出してください。 なお、区では、構成員又は協力企業からの再委託で実施する業務については、参加資格確認時点で必要な資格の有無は確認いたしません(再委託にあたり、資格を有する企業を選定することが必須条件となります)。 また、業務を行う個人に求められる資格については、要求水準書に基づき、必要な有資格者を必要な時期までに配置してください。
52	募集要項 本文	15		3	(2)		⑧	ア			運営業務を行う者	運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)となりますが、どのような資格を想定されているか具体的にお示しください。	No.51の回答をご参照ください。
53	募集要項 本文	15		3	(2)		⑧	ア			運営業務を行う者	目黒区の入札参加資格を除いて、「運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)」とは何かお示しください。	No.51の回答をご参照ください。
54	募集要項 本文	15		3.	(2)	2)	⑧	ア			運営業務を行う者	こちらに記載のある「必要な資格(許可・登録・認定等)」とは、「目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格」とは別でしょうか。別となる場合、想定されている「必要な資格(許可・登録・認定等)」の具体例をご教示ください。	No.51の回答をご参照ください。
55	募集要項 本文	14		3	(2)	2)	⑧	ア			運営業務を行う者	「運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)」について、「目黒区の入札参加資格」以外での必要資格が何かをお示しいただけますでしょうか	No.51の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
56	募集要項 本文	15		3.	(2)	2)	⑧	エ			運営業務を行う者	屋内運動施設と屋内プールが別棟の建物でも、実績として満たされますでしょうか。	No.23の回答をご参照ください。
57	募集要項 本文	15		3	2	2	8				運営業務を行う者の必要資格	他PFI案件と同様に法令上必ずしも事業者の構成員又は協力企業にて保有する必要のない資格については、必要な資格を保有する企業に再委託を行えば、要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 合わせて、No.51の回答についてご参照ください。
58	募集要項 本文	15		3	(2)	2)	⑨	ア			民間収益事業を行う者	民間収益事業者の単独事業だけではなく、他社との共同開発事業や、再開発事業で参加組合員等の立場として関与した事業、当社が出資するSPCによる開発事業等も「不動産開発事業者として関与した実績」になる理解でいいでしょうか。	ご理解のとおりです。 主たる不動産開発事業者として関与したことが分かるような資料をご提示ください。 ただし、SPCへの出資については、出資比率20%以上であることを確認できる資料を合わせて提出してください。
59	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更および追加	参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更について、今後提案書提出までの検討の中で、「参加資格の喪失」等の事由ではなく、例えば事業性の検討の結果、収支が社内水準に満たないといった判断で構成員または協力企業が脱退するようなケースもあり得るのではないかと思料しています。その場合に、応募者の参加資格を満たす構成員または協力企業を追加することは可能でしょうか。	構成員または協力企業の追加については、募集要項3.(4)に記載のとおり可能です。 なお、脱退(脱退を伴う変更を含む)については、原則は不可としておりますが、合理的な理由があると認められる場合には、令和7年1月末までの期間に限り、変更を可能とします(応募者のグループとして参加資格要件を満たしていることは必要となります)。 この場合、脱退した企業が他の応募者のグループの構成員又は協力企業として参加することはいかなる理由があっても認められないものとします。 令和7年2月以降、事業契約締結日の応募者のグループの構成の一切の変更は不可です。 なお、募集要項3.(5)参加資格要件の喪失に該当する事象が生じた場合には、募集要項の記載によるものとし、この限りではありません。
60	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更及び追加	「参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、「(5)参加資格要件の喪失」で示す場合など区がやむを得ないと認めた場合を除き、参加資格確認基準日から契約締結の間については、原則として認めない。」とありますが、参加資格を満たす代替企業を追加した形であれば、変更は認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.59の回答をご参照ください。
61	募集要項 本文	15		3	4						応募者の変更及び追加	「参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は(中略)原則として認めない」とありますが、例えば運営業務を行う者を参加資格確認基準日以降に追加する場合、「参加資格確認書類において明示が義務付けられている者」とは、募集要項3.(2)2①イ～エに該当する者を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	募集要項 本文	15		3.	(4)						応募者の変更及び追加	それぞれ以下の期間において、「構成員から協力企業」または「協力企業から構成員」へと企業の立場を変更することは可能でしょうか。 ① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで ② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定まで ③ 優先交渉権者決定以降から事業仮契約書締結日まで	それぞれの期間の取り扱いは下記となります。 合わせて、No.59の回答をご参照ください。 ① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで →原則は不可としておりますが、合理的な理由があると認められる場合には、令和7年1月末までの期間に限り、変更を可能とします(応募者のグループとして参加資格要件を満たしていることは必要となります)。 ② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定まで および ③ 優先交渉権者決定以降から事業仮契約書締結日まで →実施体制は審査対象となるため、不可とします。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
63	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更および追加	(4) 応募者の変更及び追加 参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、「(5)参加資格要件の喪失」で示す場合など区がやむを得ないと認めた場合を除き、参加資格確認基準日から契約締結の間については、原則として認めない。ただし、応募者の追加に関しては、参加資格確認基準日以降であっても、提案審査書類提出日の前日までは、参加資格要件を満たす範囲での追加は可能とする。とありますが、構成員として応募した者が協力企業へ変更する又はその逆の場合においても、変更は可能との認識でよろしいでしょうか。	No.59及びNo.62の回答をご参照ください。
64	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更及び追加	優先交渉権獲得後について、明示が義務付けられている者以外の変更、追加は可能だと理解をしているが、明示が義務付けられている者の変更、追加については可能か。	No.62の回答をご参照ください。 ただし、明示が義務付けられている者以外についても、提案内容は契約事項の一部となりますので、ご留意ください。
65	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更および追加	参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は原則として認められないとの記載がある一方で、応募者の追加に関して参加資格要件を満たす範囲での追加は可能との記載がありますが、ここで記載されている応募者とは既に応募グループにおいて参加資格要件を満たす参加者がいた場合において、新たに同業務に関わる者を追加することは容認されている、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	募集要項 本文	15		3	(4)						応募者の変更および追加	参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は原則として認められないとの記載がございますが、参加申請を行っているグループ内の参加者において、「構成員」「協力者」の別については変更することは可能でしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
67	募集要項 本文	15		3	5	1	9				⑨ 民間収益事業を行う者	民間収益事業として、住宅以外の民間事業者は、「参加表明書及び参加資格確認書類の受付」時には提示しなくてよろしいということでしょうか。	「募集要項」3.(1)1)に記載のとおり、事業者から転借地権の設定を受けて民間施設を所有し(区民センターと民間施設を別棟で整備する場合は区から借地権の設定を受けて民間施設を所有することも可)、施設運営(転借地権付き住宅の分譲事業、分譲住宅以外の施設の賃貸・運営事業)を実施する者は、「民間収益事業を行う者」として位置づけが必要です。 なお、民間施設を所有せず委託やテナント等の形態で事業運営のみを行う主体は該当しません。
68	募集要項 本文	15		3	5	1	9				⑨ 民間収益事業を行う者	民間収益事業として学校がテナントとして入居する場合、「参加表明書及び参加資格確認書類の受付」時には提示しなくてよろしいということでしょうか。	ご理解のとおりです。 合わせて、No.67の回答をご参照ください。
69	募集要項 本文	18		4	(6)						参加資格要件(実績)	各業務を行う者の参加資格要件について、参加資格確認書類の中に実績を記載する欄がありますが、実績の内容や件数は審査(評価)対象でしょうか。	当該資料については、参加資格確認のためにのみ用います。
70	募集要項 本文	18		4	(6)		②				受付方法	参加資格確認に必要な書類として様式4-1～4-8までの記載があり、様式4-4におきまして添付資料として契約書および仕様書または図面等とありますが、契約書等、各事業者において守秘義務の対象となっている資料については、事業者の実績であることが分かる資料となっていることを前提として、原本ままのコピー等の提出でない場合でも認めていただけますでしょうか。	当該事業者の実績であることがわかることを条件とし、守秘義務に該当する部分については、墨消しや匿名化等の措置を認めることとします。
71	募集要項 本文	18		4	(6)		②				受付方法	「応募者グループ構成表」「委任状(構成員、協力企業から代表企業)」「委任状(代表企業の代表取締役から支店長等)」「秘密保持誓約書」について、1つの書類に全ての構成員、または協力企業の捺印がされている必要がありますか。またはそれぞれの構成員または協力企業がそれぞれ捺印した書面を集約して、代表企業が参加資格申請書類として提出することは可能でしょうか。	それぞれの企業で捺印したものを集約する手法も可いたします。
72	募集要項 本文	18		4	(6)		②				受付方法	参加資格申請を各業務または各用途ごとにそれぞれ行うことはできますでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。



No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
73	募集要項 本文	18		4	(6)		②				受付方法	「グループ名」については参加表明後の変更は不可でしょうか。	グループ名の変更は提案審査書類の提出時まで可能いたします。
74	募集要項 本文	18									参加表明書及び参加資格確認書の取り扱い	参加表明書及び参加資格確認書について、本事業における事業者選定にのみ使用される資料であり、貴区外へ公表されることは一切ないものと理解して宜しいでしょうか。	原則として、ご理解の通りです。ただし、情報開示請求がなされた場合には、目黒区情報公開条例の規定に基づき、個々の事案に即して開示・不開示の判断を行うこととなります。
75	募集要項 本文	21		5	2			キ			特別目的会社(SPC)の設立	貴区が認めた場合には、代表企業の交代や株式の譲渡が認められるのでしょうか。	代表企業の変更については、No.2の回答をご確認ください。 株式の譲渡については、基本協定書(案)第4条第4項及び第5条第3項をご参照ください。
76	募集要項 本文	36	VII	6	(4)	1)	⑥		i)		その他	「体育館機能の従事者のうち1名以上は社会教育主事の任用資格を有する者もしくは教育職員(保健体育)の普通免状を有する者」とあるが、更新必要な新免許状を取得し、現在は失効している者であれば運営開始までに更新すれば良いか。	No.51の回答をご参照ください。
77	付属資料14 提出書類の作成要領										参加表明書及び参加資格確認書類の製本方法	「様式4-4:業務別の参加資格要件の確認表ならびに当該添付資料①～⑩」は、両面印刷でよろしいでしょうか。	片面・両面の指定はございません。
78	付属資料14 提出書類の作成要領	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	付属資料14-2>■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類>最下段の「業務内容及び業務実績を証する書類」とは、様式4-4の添付書類として各業務の実績根拠を示すための書類(契約書、仕様書、図面等)と同意の書類と理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。
79	付属資料14 提出書類の作成要領	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	契約書・仕様書の写し等の提出とあるが、他事業名や金額は守秘義務有りの為、写しの提出は厳しい認識。代替案として公表されている資料、媒体の写しの提出とさせていただきますことは可能か。または、契約書の写しのうち、公開しがたい部分(金額等)を黒塗りにて提出することも可能か。	No.70の回答をご参照ください。
80	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと) 有価証券報告書	親会社の有価証券報告書の提出でよろしいでしょうか。	有価証券報告書を作成していない場合は、下記を提出してください。 ・貸借対照表(直近実績3年間の個別貸借対照表。連結貸借対照表を作成している場合には、連結貸借対照表も含む。) ・損益計算書(直近実績3年間の個別損益計算書。連結貸借対照表を作成している場合には、連結損益計算書も含む。) ・株主資本等変動計算書(直近実績3年分)
81	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと) 有価証券報告書	ページ数が100ページを超えますので抜粋してよろしいでしょうか。	No.80の回答に記載の計算書類が含まれることを条件として、抜粋することは可とします。
82	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと) 納税証明書	「未納の額がないことがわかるもの」とありますが、提出する納税証明書は、①その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用 ②法人事業税 ③法人住民税 ④固定資産税2種 ⑤事業所税 以上の書類を提出予定ですがよろしいでしょうか。	以下の税目の未納がないことが分かる書類の提出をお願いいたします。 ・法人事業税(地方法人特別税を含む。) ・法人税 ・消費税及び地方消費税 <b>なお、対象年度は直近1年度分とします。</b>
83	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと) 納税証明書	「その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用」については電子交付版を紙に出力したものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
84	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	有価証券報告書の提出について、ホールディングス体制で上場しており、応募者はホールディングスの持ち株会社である事業会社である場合、有価証券報告書では無く、事業報告書等で代用することは可能でしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
85	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	有価証券報告書について、弊社は非上場企業のため作成義務がなく作成していないが、計算書類の提出で問題ないか。	No.80の回答をご参照ください。
86	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								参加表明書及び参加資格確認書類の添付書類	納税証明書、法人登記簿謄本は写しの提出との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								有価証券報告書	有価証券報告書の作成が義務付けられていない企業に関しては提出不要と理解してよろしいでしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
88	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								納税証明書	納税証明書は具体的に国税に関しては「その3の3」、地方税に関しては法人事業税・法人住民税について本店または競争参加資格を有する事業所の納税証明書を提出することによろしいでしょうか。	本店及び競争参加資格を有する事業所の納税証明書を提出してください。
89	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	「納税証明書(未納の額がないことがわかるもの)」とありますが、国税については「納税証明書その3の3」を、地方税については「都税のみ」をそれぞれ直近1年分と考えてよろしいでしょうか。 なお、相違する場合は具体的な内容をご教示ください。	No.82の回答をご参照ください。
90	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV								参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	業務内容及び業務実績を証する書類について「契約書・仕様書の写し等」とありますが、CORINSに登録のある施工実績を提出する場合は登録内容確認書のみ添付と考えて、よろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。
91	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV							5	定款	「余白に代表者による原本証明を記載すること。」とあり押印の要否については「-」とありますが、日付と相違ない旨が記載され代表者名が記載されていれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1	IV							6	納税証明書	「未納の額がないことがわかるもの」とありますが、提出する納税証明書は、法人納税証明書のみで、その他の納税証明書(都民税等)は不要との認識でよろしいでしょうか。	No.82の回答をご参照ください。
93	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1									IV.参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	納税証明書は、国税の納税証明書「その3の3」(「法人税」と「消費税及地方地方消費税」に未納がないこと(法人用))を提出すればよろしいでしょうか。	No.82の回答をご参照ください。
94	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1									IV.参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	非上場企業の場合、有価証券報告書の代わりに決算公告を提出すれば宜しいでしょうか。親会社が有価証券報告書を作成している場合には併せて提出する必要があるでしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
95	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1									■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	「業務内容及び業務実績を証する書類」とございますが、「様式4-4添付①～⑩」で求められている「実績の根拠書類」との違いをご教示いただけますでしょうか。	No.78の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
96	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	1									■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	添付書類に有価証券報告書がありますが、非上場企業で提出が難しい企業は直近年度の決算書類で代用する形でよろしいでしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
97	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧	2									競争的対話参加申込書(様式6-1)の提出時期	様式6-1:競争的対話参加申込書の提出時期、9月4日と記載されているのは誤記であり、参加資格審査結果とともに、別途、提出期限が通知されるとの理解でよろしいでしょうか。	様式6-1 競争的対話参加申込書の提出時期は原案のとおりとします。 ただし、競争的対話実施の日程調整を目的として提出を求めるため、参加資格審査結果通知以降の出席者の変更をさまたげるものではありません。最終的な参加者リストについては、競争的対話の提出資料と同時に提出してください。 なお、様式6-2 競争的対話に係る事前質問書及び様式6-3 競争的対話に係る提案方針書の提出時期は別途通知することとし、「付属資料14-3様式集(Word)」の様式6-1及び様式6-3における提出時期に係る記載を修正いたします。
98	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	納税証明書について「納税証明書(その3の3)」の提出でよろしいでしょうか？	No.82の回答をご参照ください。
99	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	法人登記簿謄本について、「現在事項全部証明書」の提出でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
100	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	業務内容及び業務実績を証する書類の提出について、「契約書・仕様書の写し等」とありますが、契約書や仕様書を提出する場合、守秘義務に係る記載がある場合もあるため、実績の証明がわかる必要な個所(対象頁のみ)のみの提出でよろしいでしょうか？	No.70の回答をご参照ください。
101	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類(応募者の各構成員・協力企業ごと)	提出を要する納税証明書の種類は納税証明書「その3の3」でよろしいでしょうか。	No.82の回答をご参照ください。
102	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	納税証明書は国税「納税証明書その3の3」のみの提出という認識でよろしいでしょうか。	No.82の回答をご参照ください。
103	別紙 提出書類の記載要領及び様式一覧										■参加表明及び参加資格確認申請書の添付書類	非上場企業のため会社単体で有価証券報告書の作成義務がない場合、出資をする親会社の有価証券報告書を提出するという認識でよろしいでしょうか。または、貸借対照表、損益計算書等の代替書類の提出でよろしいでしょうか。	No.80の回答をご参照ください。
104	様式集(Word, Excel)										「実績の種類」欄	「実績の種類」欄に「(いずれかを記載)」とありますが、イ～オのうち該当するものを残し、その他は削除するということが宜しいでしょうか。(2件目以降同じ)	ご理解のとおりです。
105	様式集(Word, Excel)										体制図・役割分担表	参加表明提出後、コンソーシアム内の協議検討の結果体制図や役割分担の分けについて変更があった際にどのような手続き等を踏めばよろしいか。	No.62の回答をご参照ください。
106	様式集(Word, Excel)						7				⑦維持管理業務を行う者	募集要項上の該当箇所「3.(2)2)⑦ア」について、項目欄に「※必要に応じて記載」との表記がございます。募集要項にて具体的な資格名の記述がございませんでした。「建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し」を提出し、追記すれば、維持管理業務担当企業の資格要件を満たすでしょうか。その他必要資格があればご教示ください。	No.43の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
107	様式集(Word, Excel)											様式4-4全般に、表中に「※必要に応じて適宜列を追加すること」と記載があるが、実績が多くある場合に記載欄を増やすための「行を追加する」という意味と理解していいか。	ご理解のとおりです。 該当箇所を修正いたします。
108	様式集(Word, Excel)										様式4-4	参加資格確認基準日までに資格を有していない場合、様式4-4の「目黒区競争入札参加資格者名簿の番号」には「申請中」と記載すれば、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参加資格確認書類提出時点の状況が分かるよう記載してください。
109	様式集(Word, Excel)										「参加区分」欄	「参加区分」欄に「(いずれかを記載)」とありますが、「代表企業・構成員・協力企業」のうち該当するものを残し、その他は削除するということが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	様式集(Word, Excel)										「実績の種類」欄	「実績の種類」欄に「(いずれかを記載)」とありますが、イ～オのうち該当するものを残し、その他は削除するということが宜しいでしょうか。(2件目以降同じ)	ご理解のとおりです。
111	様式集(Word, Excel)										■備考 ※4	「実績が2件以上ある場合、行を適宜追加し、記載すること。」とありますが、件数の多寡は評価に影響するのでしょうか。	参加資格確認において、件数の多寡は評価に影響しません。 要件イ～オのうち、複数の実績を保有する場合には、適宜欄を分けてご記載ください。
112	様式集(Word, Excel)										■添付書類	設計実績の根拠書類として、契約実績を証明する契約書類の他、施設の内容を分かりやすく説明するための資料として、図面ではなく当該事業のパンフレットの写しや当該施設のHPをプリントアウトしたもの等でも宜しいでしょうか。	追加の添付資料については、事業者のご判断に委ねます。
113	様式集(Word, Excel)									3	建設業務(建築)を行う者の参加資格要件について	目黒区競争入札参加資格者名簿の番号とは、建設工事等競争入札参加資格審査受付票に記載の受付番号のことででしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
114	様式集(Word, Excel)									4	建設業務(建築)を行う者の参加資格要件について	担当業務に係る目黒区競争入札参加資格審査結果通知書が必須となっておりますが、建設工事等競争入札参加資格審査受付票(当社捺印済のもの)を提出すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
115	様式集(Word, Excel)										参加資格確認に必要な書類	「様式4-4添付④」における添付資料として「(必須)担当業務に係る目黒区競争入札参加資格審査結果通知書」とありますが、「建設工事等競争入札参加資格審査受付票」と考えて、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	様式集(Word, Excel)										「参加区分」欄	「参加区分」欄に「(いずれかを記載)」とありますが、「代表企業・構成員・協力企業」のうち該当するものを残し、その他は削除するということが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	様式集(Word, Excel)										■備考 ※4	「実績が2件以上ある場合、行を適宜追加し、記載すること。」とありますが、件数の多寡は評価に影響するのでしょうか。	No.111の回答をご参照ください。
118	様式集(Word, Excel)										■添付書類	工事監理実績の根拠書類として、契約実績を証明する契約書類の他、施設の内容を分かりやすく説明するための資料として、図面ではなく当該事業のパンフレットの写しや当該施設のHPをプリントアウトしたもの等でも宜しいでしょうか。	No.112の回答をご参照ください。
119	様式集(Word, Excel)										様式4-4添付⑩	「イ～エ」で「建設実績の内容」とございますが、「運営実績の内容」を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該部分については、「運営実績の内容」に修正いたします。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
120	様式集(Word, Excel)										様式4-4 添付⑧	開館準備業務を行う者の参加資格要件に「目黒区競争入札参加資格者名簿の番号」の記入欄があります。統括管理業務または民間収益事業を行う者は競争入札参加資格を有していなくても参加可能かと存じますが、これらの事業を行う者が開館準備業務を行う場合には、当該記入欄は空欄でも問題ないでしょうか。	統括管理業務または民間収益事業を行う者が開館準備業務を行う者を兼任する場合には、開館準備業務を行う者として、目黒区の競争入札参加資格若しくは目黒区の物品買入れ等競争入札参加資格を有している又は参加資格確認基準日までに有する見込みであることが必要です(開館準備業務を行う者から、開館準備業務の一部の再委託を受ける場合は除きます)。記入欄の扱いについてはNo.107の回答をご参照ください。
121	様式集(Word, Excel)										様式4-4 添付⑧	募集要項で「2) 個別の参加資格要件」において、目黒区の入札参加資格の保有を求められていない者が開館準備業務(一部を含む)を実施する場合には、添付が(必須)と記載されている目黒区競争入札参加資格審査結果通知書の写しは、提出不要との理解でよろしいでしょうか。	No.120の回答をご参照ください。
122	様式集(Word, Excel)										維持管理実績の根拠書類	契約書及び図面の写しについては、契約相手方との守秘義務対象資料となっております。発注者が公表した落札結果資料や行政ホームページにて実績確認するものとして認めていただけないでしょうか。	No.70の回答をご参照ください。
123	様式集(Word, Excel)										維持管理実績の根拠書類	契約書や図面の写しが必要となる場合には、契約書の機密事項を黒塗りマーキングし、提出しても宜しいでしょうか。	No.70の回答をご参照ください。
124	様式集(Word, Excel)										民間収益事業を行う者の参加資格要件について(添付書類)	事業期間は新築工事着工から竣工迄の期間という認識で良いでしょうか。認識齟齬がある場合には、記載すべき期間をご指示下さい。	「事業期間」を「竣工年」に修正いたします。
125	様式集(Word, Excel)										民間収益事業を行う者の参加資格要件について(添付書類)	「民間収益事業の実績の根拠書類(契約書及び仕様書又は図面等の規模が分かる書類等)」の「契約書」とはどのような契約書を提出する必要があるか、以下ア・イそれぞれについてご指示ください。仕様書又は図面等の規模がわかる書類を提出すれば、契約書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。 実績ア「延べ2万㎡以上の複合施設の開発関与実績」 実績イ「総戸数80戸以上の定借分譲マンションの分譲実績」	仕様書又は図面等の規模がわかる書類に加え、当該実績が応募者の実施したものであることを証する資料として、実績ア、イのそれぞれについて、下記の提出を求めます。 実績ア「延べ2万㎡以上の複合施設の開発関与実績」 ・確認申請等の公的資料(事業者の名義が記載されていること) 1点 または ・プレスリリース又はHP等公表済みの情報 2点 実績イ「総戸数80戸以上の定借分譲マンションの分譲実績」 ・販売図面等を含むプレスリリース又はHP等公表済みの情報 2点
126	様式集(Word, Excel)										民間収益事業を行う者の参加資格要件について(添付書類)	「民間収益事業の実績の根拠書類」として「図面等の規模がわかる書類等」と記載がありますが、過去のニュースリリースやHP掲載内容等でよいか、ご指示ください。	No.125の回答をご参照ください。
127	様式集(Word, Excel)										維持管理業務を行う者の参加資格要件について【共通】	目黒区競争入札参加資格者名簿の番号とは共同運営電子調達サービスの「物品買入れ競争入札参加資格審査受付票」の受付番号でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
128	様式集(Word, Excel)										維持管理業務を行う者の参加資格要件について【添付書類】	(必須)担当業務に係る目黒区競争入札参加資格審査結果通知書※写し、とは、共同運営電子調達サービスの「物品買入れ競争入札参加資格審査受付票」を指すということでしょうか？	ご理解のとおりです。
129	様式集(Word, Excel)										別添⑩運営業務を行う者の参加資格要件について、別添⑪民間収益事業を行う者の参加資格要件について	様式4-4添付⑩の表の4行目に「建設実績の内容」とあるが、「運営実績の内容」と修正してもいいか。同様に、様式4-4添付⑪で、表の4行目に「建設実績の内容」とあるが、これは募集要項に記載の「開発に関与した実績」と修正してもいいか。	ご理解のとおりです。当該部分については、それぞれ修正いたします。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
130	様式集(Word, Excel)										様式4-4添付⑩	ア「運営業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)」について、図書館運営業務については、事業者としての資格は特に規定されておりませんので、空欄でよろしいでしょうか？	No.51の回答をご参照ください。
131	様式集(Word, Excel)										様式4-4添付⑩	「※4 実績が2件以上ある場合、行を適宜追加し、記載すること。」とありますが、該当する実績多数の場合、抜粋して記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	様式集(Word, Excel)										様式4-4 添付⑩	イ～エの記入欄が「建設実績」となっています。「運営実績」に修正いただきますよう、お願いいたします。	No.119の回答をご参照ください。
133	様式集(Word, Excel)										別添⑩民間収益事業を行う者の参加資格要件について	様式4-4添付⑩で、民間収益事業を行う者の参加資格要件について、「協力企業」の選択肢があるが、「募集要項p.10>3. 応募者の参加資格要件>(1) 応募者の構成>2) 応募者の定義」には「民間収益事業を行う者が複数いる場合は、全ての民間収益事業を行う者を構成員とすること。」とあるので、この選択肢はないと理解していいか。	ご理解のとおりです。
134	様式集(Word, Excel)										別添⑩民間収益事業を行う者の参加資格要件について	様式4-4添付⑩に添付する「民間収益事業の実績の根拠書類」については、当該物件の概要が把握できる公表されている情報の写し等でも問題ないか。	No.125の回答をご参照ください。
135	様式集(Word, Excel)										様式4-4 添付⑩	ア、イの記入欄が「建設実績」となっています。「民間収益事業実績」に修正いただきますよう、お願いいたします。	No.129の回答をご参照ください。
136	様式集(Word, Excel)										応募者グループ構成表	使用する印鑑について、目黒区競争入札参加資格審査で使用している代理人印で宜しいでしょうか。実印の必要は御座いますでしょうか。	実印である必要はございません。
137	様式集(Word, Excel)										応募者グループ構成表/様式4-5	現在1枚に5社の押印をするような形式になっていますが、1枚に1～5社の押印でも構わないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
138	様式集(Word, Excel)										応募者グループ構成表、委任状、秘密保持誓約書	様式4-5,4-6,4-8は各社が同じ書面に押印をする形式となっているが、1枚に全社が押印をとることは時間がかかるため避けたい。代替案として、記名は全社し、代表企業と同グループ内の1社のみが同じ書面に押印し、それを各社分別々の紙で提出する形とはできないか。	No.71の回答をご参照ください。
139	様式集(Word, Excel)										様式4-5、4-6、4-8	様式4-5、4-6、4-8に押印する印について、競争入札参加資格登録時に使用印鑑届を提出した上で、目黒区との契約・請求事務には使用印を押印している場合、今回の応募書類においても、使用印にて押印して書類を提出したいと考えていますがよろしいでしょうか。	No.136の回答をご参照ください。
140	様式集(Word, Excel)										参加資格確認に必要な書類	「様式4-5応募者グループ構成表」・「様式4-6委任状(構成員、協力企業からの代表企業)」・「様式4-8秘密保持誓約書」については、参加グループとして1枚の書類にまとめるのではなく、グループ内の各社が1社ごとに1枚の書類を準備するものとして、よろしいでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
141	様式集(Word, Excel)										様式4-5	応募者グループ構成表について調印無としていただけないでしょうか。難しい場合、個別での調印としていただけないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
142	様式集(Word, Excel)										委任状	使用する印鑑について、目黒区競争入札参加資格審査で使用している代理人印で宜しいでしょうか。実印の必要は御座いますでしょうか。	No.136の回答をご参照ください。

No.	資料名	頁	I	1.	(1)	1)	①	ア	i.	No.	項目名	質問内容	回答
143	様式集(Word, Excel)										委任状/様式4-6	現在1枚に3社の押印をするような形式になっていますが、1枚に1~3社の押印でも構わないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
144	様式集(Word, Excel)										様式4-6	委任状(構成員、協力企業から代表企業)について、連名の委任者の捺印ではなく、個別の委任者の捺印として頂けないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
145	様式集(Word, Excel)										秘密保持誓約書 /様式4-8	現在1枚に2社の押印をするような形式になっていますが、1枚に1~2社の押印でも構わないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
146	様式集(Word, Excel)										秘密保持誓約書 /様式4-8	構成員と協力企業の欄がありますが、これは、1枚に1社の押印の想定でしょうか。	No.71の回答をご参照ください。
147	様式集(Word, Excel)										様式4-8	秘密保持誓約書について、連名での捺印ではなく、個別の捺印として頂けないでしょうか。	No.71の回答をご参照ください。